

京都市訓令甲第23号

交 通 局

上 下 水 道 局

京都市交通局長、上下水道局長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成17年3月31日

京都市長 榎 本 頼 兼

第4条前段中「及び地域水道課長」を「，地域水道課長及び地域水道課担当課長」に改め、「をいう。）」の右に「及び特定環境保全公共下水道事業（京都市京北特定環境保全公共下水道条例第1条第1項に規定する特定環境保全公共下水道に係る事業をいう。）」を、「の室長の項」の右に「，工事担当部及び工事担当室の部長の項」を、「の課長の項」の右に「，工事担当課の課長の項」を加え、同条の表中

「

部長及び室長

を

「

工事担当部及び工事担当室の部長
部長及び室長

に、

「

課長，庶務を担当する副室長及び課を 置かない室の庶務を担当する担当課長	地域水道課長
--	--------

を

工事担当課の課長	地域水道課長及び地域水道課担当
課長，庶務を担当する副室長及び課を 置かない室の庶務を担当する担当課長	課長

に

改める。

附 則

この訓令は，平成17年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)